

許認可等の申請に対する処分の審査基準 個票

所属名： 総務監査課

許認可等の名称	豊田市福祉センター使用料減免
根拠法令等の条項	豊田市福祉センター条例第10条4項
法令等の定め 又は概要	<p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者は、別表第1及び別表第2に掲げる施設の利用の許可を受けたときは、これらの表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>4 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>
審査基準	<p>豊田市福祉センター条例第10条4項の「公益上必要があると認めるとき」について、下記の条件に該当する者の使用料を減免とする。</p> <p>1 減免の適用の前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営利を目的としない、地域福祉の増進に寄与する公益性の高い活動 ・ 福祉センターとしての施設の性格に合致した活動 <ul style="list-style-type: none"> ※福祉と保健の活動拠点 ・ 財政的に支援の必要な団体 ・ 継続的、持続的に活動を行う団体 <p>2 減免の適用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録団体 <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉行政に寄与する全市的な活動を行う団体 ② ボランティア活動団体等 ③ 障がい者の当事者及び保護者の団体 ・ その他市長が許可するもの <ul style="list-style-type: none"> ① 登録団体以外で公益性の高い事業と認められる場合 ・ 学校等による施設見学 <ul style="list-style-type: none"> ① 市内の学校等の児童又は生徒
標準処理期間	即日